

権利の放棄について

1 事案の概要について

交野市土地開発公社（以下「公社」という。）が先行取得した土地（大字森625番他5筆。動物霊園用地。別紙参照）を、平成12年3月に本市が売買契約により公社から取得したことについて、当該支出が適正額を超える違法な支出であるとして元市長（北田輝雄氏）に対して住民訴訟が提訴された事案

2 これまでの経緯について

平成12.9.6 住民訴訟提起

平成14.6.14 大阪地方裁判所判決（132,465,000円及び平成12.6.1から年5分金員、仮執行可）

平成15.6.17 大阪高等裁判所判決により、控訴棄却

平成17.9.6 最高裁判所決定（上告棄却 上告審不受理）により、判決確定

令和元12.4 債務者（北田輝雄氏）死去

・損害金（※令和2年11月30日時点）

不法行為によって生じた損害額（元金）132,465,000円と遅延損害金（年5分金員）100,267,976円からこれまでに債権回収した額86,615,894円を差し引いた額（回収不能額）146,117,082円

※ 回収不能額内訳（元金分）81,325,854円（遅延損害金分）64,791,228円

・これまでの債権回収に関する対応

平成18.12～19.1 不動産の強制執行（73,678,870円）

平成14.12～18.8、29.9 預金及び保険等の差押（12,217,024円）

平成19.7 財産開示手続

平成26.7～28.10 債務者宅への訪問（支払請求）

平成20.9～29.8 任意弁済（720,000円）

平成26.9～31.4 支払請求書の送付

・令和元年12月4日債務者が死亡し、令和2年4月、相続人全員が相続放棄したことを確認。

3 今回の対応について

相続財産管理人の申立に向けて債務者の死亡時の財産の調査をしたが、相続財産がなく、債権回収が不能となったため、損害賠償請求権を放棄する。（債権管理を行うもの。）（権利の放棄について地方自治法第96条第1項第10号の規定により、令和2年12月議会に上程するもの）

